

## 研修支援事業

### (1) 依頼者

会員、会員傘下の登録教習機関又は本協会が特に適当と認める機関・企業  
(以下「会員等」という。)とする。

### (2) 対象とする研修・支援内容

原則として、次に掲げる科目とする。なお、具体的な研修・支援の内容及び方法等は、個別に相談し、決定する。

ア 労働安全衛生法令の解説

- ① 労働安全衛生法令の概要
- ② 技能講習の実施方法（法令に基づく登録区分ごとの実施）

イ 労働災害事例研究

ウ 講習の指導要領（通称「レスンプラン」）の作り方

エ 実施管理者の業務（責務等）

- ① 実施管理者の役割と業務運営
- ② 最近の監査事例とその対応
- ③ 登録更新の手続とその対応

オ 内部監査の方法・効率的な進め方

カ 本協会版テキストに沿った学科講習の進め方

キ その他（本協会として対応が可能と判断できるもの。）の範囲とする。